

業務委託契約書

埼玉県警察学校長（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び個人情報取扱特記事項（別記）を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 5 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務）

- 第2条 発注者は、警察学校の食堂運営業務（以下「委託業務」という。）を、受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

- 第3条 契約期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の6か月前までに、発注者及び受注者いずれも異議がないときは、令和14年3月31日を限度とし、1年ごとに契約を更新するものとする。

（無償委託）

- 第4条 発注者は、受注者に対し、食堂運営の委託に伴う報酬その他いかなる対価も支払わないものとする。

（食事の価格）

- 第5条 受注者が食堂において販売する食事の価格については、別に定めるものとする。

（契約保証金）

- 第6条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場

合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止措置を受けた者を除く）若しくは埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者又は埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(法令上の責任等)

第9条 受注者は、業務に従事する作業員の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上の全ての問題について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(監督員)

第11条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(受注者の管理責任者)

第12条 受注者は、業務の指揮監督をするため、管理責任者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結後速やかに発注者に書面をもって届け出なければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、受注者の置いた管理責任者が、業務の処理及び管理につき不相当であると認められる場合は、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(作業員の届出等)

第13条 受注者は、作業員の氏名を、書面をもって発注者に届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。

(業務の調査等)

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第15条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、必要に応じて発注者及び受注者が協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者及び受注者が協議して書面をもってこれを定める。

(臨機の措置等)

第16条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者及び受注者が協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項ただし書の場合において、受注者は、臨機の措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

3 発注者又は監督員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合の当該措置に要した費用のうち、契約内容の範囲内に含めることが適当でないと認められる経費は、発注者がこれを負担するものとする。

(設備の管理等)

第17条 発注者は、仕様書の定めるところにより、無償で食堂(厨房)の設備又は物品(以下「設備等」という。)を受注者の利用に供する。

2 受注者は、設備等の一部又は全部を第三者に貸与し、若しくは利用させ、又は食堂等以外の用に供してはならない。

3 受注者は、設備等を使用する際は細心の注意を払い、常に責任を持って管理しなければならない。

4 設備等に破損、故障があった場合には、受注者は発注者に速報するとともに、その原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、原状に回復しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第18条 業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により生じた経費は、受注者が負担とするものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じ

たものについては、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者及び受注者が協議して書面をもって定める。

(食中毒・伝染病が発生した場合の善処義務)

第19条 受注者の給食に起因して食中毒・伝染病が発生し、発注者に損害を与えたときは、受注者は誠意をもってその責めを負い、賠償に応ずるものとする。

(禁止行為)

第20条 受注者は、受注者の従業員的身元、規律、健康衛生の管理に関して、一切の責任を負い、次の各号に違反しないように指揮監督し、これに従わない受注者の従業員を作業に従事させてはならない。

- (1) 作業中、必要のない場所に立ち入らないこと。
- (2) 作業に関係のない器物等に触れないこと。
- (3) 引火性危険物を使用してはならない。ただし、業務上必要があるときは、事前に発注者に届出て、その承認を得ること。
- (4) 発注者の施設内において、この業務以外の作業をしないこと。
- (5) 受注者は、受注者の従業員で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある者を作業に従事させないこと。

(発注者の施設内への立入手続)

第21条 受注者の従業員、取引業者等は、発注者の承諾を得た上で、業務の実施のため、発注者の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者の従業員、取引業者等は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(従業員の変更)

第22条 発注者は、受注者の従業員の勤務態度、勤務状況等については、不適格と判断する場合は、受注者に対し受注者の従業員の変更を求めることができる。

(代表者変更の届出)

第23条 受注者の代表者に変更があったときは、遅滞なくその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて発注者に届け出なければならない。

(機械及び消耗品等の負担)

第24条 受注者が業務で使用する機械等の負担区分については、仕様書のとおりとする。

- 2 受注者がこの契約の履行場所において、受注者が作業を実施するために直接使用する電力、水道及びガスに係る料金については、これを発注者が負担する。この場合において、受注者は、作業を実施するに当たり、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

(発注者の催告による契約の解除)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ

し、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められ

るとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を解除することができる。

（受注者の損害賠償義務等）

第27条 第25条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、発注者が損害を受けた場合は、発注者は受注者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

2 第25条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

（受注者の解除等）

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第15条第1項の規定により業務の内容等を変更したため、この契約の履行が不可能となったとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、かつ、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（自己都合による契約の解除）

第29条 発注者又は受注者が自己の都合により契約を解除しようとするときは、6か月前までに文書をもって相手方にその旨を通知しなければならない。

（契約消滅時の措置）

第30条 この契約が消滅したときは、受注者は、直ちにその所有する物件を撤去し、設備等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、通常の使用による消耗及び経年による劣化を除くものとする。

2 受注者が、前項により受注者所有の物件を撤去しないとき、又は設備等を原状回復しないときは、発注者は、受注者の費用をもってこれをなすことができる。

（監督）

第31条 発注者は、食堂の経営内容及び食事の品質、分量、衛生、サービス等について随時監督を行い、その改善を指示することができる。また、必要がある時は、営業中においても随時立ち入り監督を行うことができる。

(秘密の保持等)

第32条 受注者は、業務の履行に関して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(契約の費用)

第33条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第34条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（以下「報告等」という。）をしなければならない。

2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第35条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(疑義等の決定)

第36条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその 1 通を所持するものとする。

令和 8 年●月●日

発注者 ●●●●

受注者 ●●●●